

答 申 第 8 号

平成19年12月11日

松阪市水道事業管理者 丸林 弘 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号及び第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成19年10月31日 第7回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	松阪市上下水道営業関連業務委託に関して、使用者の住所、氏名、口座情報、滞納状況及び使用量の外部提供について
審 査 会 の 意 見	1．個人情報の外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 ただし、個人情報保護の徹底が図られるよう条例第11条に規定する措置を講ずること。特にセキュリティ対策には万全を期すこと。 2．個人情報を提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
審 査 内 容	上下水道営業関連業務を民間業者へ委託するに際して、民間的経営手法の導入による市民サービスの向上と経営の活性化及び効率化を図る上で必要があると認められ、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成19年10月31日(水)
個人情報取扱事務 の 名 称	松阪市上下水道営業関連業務委託
提供する個人情報の 項 目	氏名、住所、電話番号、口座情報、滞納状況、使用量
事 務 の 目 的	検針業務、料金徴収業務、窓口受付業務、閉開栓業務及びシステム運用開発業務を民間業者に委託し、市民サービスの向上と経営コストの削減を図る。
所管課(室)等	水道部 営業課